

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

15 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして管理者が定める業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。